

## 平成 30 年度第 1 回立川市個人情報保護審議会の要旨

1 日 時 平成 30 年 5 月 15 日（火） 午前 10 時～午前 11 時 50 分

2 場 所 立川市役所 210 会議室

### 3 次 第

#### (1) 届出関係諮問事項

諮問事項①：発達障害児等支援に係る医療機関との連携モデル事業の実施について

諮問事項②：家庭ごみ等分別収集作業中の個人情報の閲覧について

諮問事項③：戸籍謄本等をコンビニエンスストアで交付することについて

諮問事項④：公図・評価図管理システムのシステム改修について

諮問事項⑤：長期優良住宅認定制度等に関するシステムを立川市建築行政管理システムに統合することについて

諮問事項⑥：障害者福祉システムのシステム改修について

諮問事項⑦：立川市第 6 次障害者計画策定事業に関するアンケートの実施について

諮問事項⑧：特定生産緑地制度等に関する説明会開催及び意向調査の実施について

諮問事項⑨：家族申請に基づく競輪競技の電話・インターネット投票による車券購入の利用停止について

#### (2) その他

平成 29 年度の個人情報開示等実績について

### 4 出席者

#### (1) 委員

飯田会長、齊藤委員、神宮委員、梶委員及び入谷委員

#### (2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：子ども家庭支援センター長及び発達支援係長

諮問事項②：ごみ対策課長及び収集係長

諮問事項③：市民課長及び記録係長

諮問事項④：課税課長、土地係長及び同係主事  
諮問事項⑤：建築指導課長、庶務係長及び同係主任  
諮問事項⑥：障害福祉課業務係長及び同係主事  
諮問事項⑦：障害福祉課障害福祉制度主査及び同主事  
諮問事項⑧：都市計画課長、都市計画係主任及び同係主事  
諮問事項⑨：事業課長及び庶務係長  
[事務局]  
文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

## 5 議 事

### (1) 届出関係諮問事項

#### 諮問事項①：(子ども家庭部子ども家庭支援センター)

##### 【諮問の概要】

平成 30 年度から発達に課題のある未就学児が市と協定を締結した医療機関で診察を受けた場合、当該児の保護者の同意を得て当該医療機関から診察結果や支援方法について情報を収集し、早期に適切な療育が行われるように連携モデル事業を実施するもの

##### 【審議内容】

《当該医療機関から転院した場合の対応について》

○連携モデル事業としての行政の関わりはなくなるが、個別に相談があった場合には対応する。

《事業を始める要因について》

○一つは昨年策定した「発達支援計画」のなかで、診察枠の確保が取組項目になっていること。二つ目は発達に関する相談が増えていて、平成 25 年度の相談件数は 441 件だったが、平成 28 年度は約 1,400 件になっている。予約から診察までの期間が数か月もかかっているので、1 か月以内にしたいということがある。

《当該医療機関と連携する理由について》

○市内には診断して検査する医療機関はいくつかあるが、フォローまでできる医療機関は当該医療機関 1 か所しかない。

《個人情報の取扱いについて》

○受診者が集中して個人情報の取扱いがおろそかになることがないように、医療

機関との打合せのなかで徹底していきたい。

○会議資料には個人情報の受け渡しや保管方法、処分方法などについての記載がないので、市及び医療機関双方で取り決めておいて欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、市及び医療機関が保有する依頼書及び報告書等の保管方法、処分方法の取り扱いを明確にしておくこと。

#### 諮問事項②：(環境下水道部ごみ対策課)

##### 【諮問の概要】

平成30年7月から家庭ごみ等分別収集委託業者(全8事業者)が資源ごみ(主にプラスチック)を収集する際に、分別されていないと思われるごみ袋は開封して中身を確認し、分別されていないごみ袋は収集しないこととするが、このとき委託業者が個人情報を閲覧した場合に守秘義務を課すもの

##### 【審議内容】

《市民への周知について》

○市民はごみ袋の開封を想定していないので、事前に周知したほうがトラブルは少ないのではないかと。

○市民の意識を高めることが必要だと思う。

○ごみ袋の開封を始めると収集作業に時間がかかり、苦情の電話も多くなると思うが、きちんと説明して一つひとつ問題を解決していく必要があると考えている。周知方法については検討したい。

《取り扱う個人情報について》

○実際に開封してみないと分からないが、ダイレクトメールの宛名ラベル等が入っている可能性がある。委託業者には守秘義務を徹底させる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、個人情報を閲覧することによる収集トラブルを回避するため、収集作業を変更する前に市民へ周知することを条件とする。

#### 諮問事項③：(市民生活部市民課)

##### 【諮問の概要】

平成31年2月から個人番号カードの電子証明認証機能を活用し、全国にある主要コンビニエンスストアにおいて、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)等を交付することとなり、基幹系システムを変更して証明書コンビニ交付システムにメニ

ューを追加し、証明書交付事業を地方公共団体情報システム機構に外部委託するもの

**【審議内容】**

《システムの構築について》

○証明書コンビニ交付システムは住民票、印鑑証明書及び課税証明書のコンビニ交付を開始したときに構築されているので、今回は戸籍全部事項証明等のメニューを追加するだけになる。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項④：(財務部課税課)**

**【諮問の概要】**

公図・評価図管理システムの業務委託契約が平成31年3月31日で終了し、また、平成30年度から庁内PC(パソコン)の基本ソフトがWindows10に更新されることに伴い、平成31年4月から新たに運用するマルコーポロ for Web版へ移行することとなりシステム改修を外部委託するもの

**【審議内容】**

《データ移行について》

○Windows7からWindows10に更新するにあたり、サーバが替わりデータを移行する。

《個人情報の保護措置について》

○サーバの撤去や設置については、委託業者がセキュリティ便を使って運送する。  
また、サーバは職員立会いのもとで庁内(情報推進課)に設置する。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑤：(まちづくり部建築指導課)**

**【諮問の概要】**

平成30年度から庁内PC(パソコン)の基本ソフトがWindows10に更新されることに伴い、立川市建築行政管理システムの改修を行うこととなるが、これまで単独のシステムであった長期優良住宅認定制度、建築物省エネ法認定制度等についても立川市建築行政管理システムに統合することとなり、システム改修を外部委託するもの

**【審議内容】**

《システムの統合について》

○職員がエクセルで作成したデータベースを建築行政管理システムに統合することで、効率性、迅速性及び整合性が増すと考えている。

《個人情報の保存年限について》

○データ（個人情報）は建物が滅失した後も保存しておく必要がある。

《情報セキュリティについて》

○委託業者は IS027001（ISMS）の情報セキュリティ保護方針に従って適正に管理する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑥：（福祉保健部障害福祉課）

【諮問の概要】

心身障害者の医療費の助成に関する条例（東京都条例）が改正され、平成 31 年 1 月 1 日から精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者が制度の対象に追加されることに伴い、障害者福祉システムのシステム改修を外部委託するもの

【審議内容】

《個人情報の保存年限について》

○医療費助成の償還払いは 5 年間で時効となるため、最低限 5 年間はデータを保存する必要がある。また、過去に医療費助成を受けていた方が、65 歳を過ぎて再度受給資格を有するようになった場合には再申請ができるので、その間はデータを残しておく必要がある。死亡しデータが不要になった場合は、5 年後にデータを消去する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑦：（福祉保健部障害福祉課）

【諮問の概要】

「立川市第 6 次障害者計画」（平成 32 年度～平成 36 年度）を策定するにあたり、障害者手帳所持者・難病患者、一般市民及び一般事業者に対して郵送によるアンケートを実施するために、障害者福祉システムから抽出した情報、住民基本台帳から無作為抽出した情報及び住民税システムから抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《障害者に関するアンケートについて》

○障害者に関するアンケートについては障害種別や年齢、性別などを考慮してバランスがとれるように按分する。回答は無記名だが、障害種別や年齢、性別についての回答から、障害種別ごとの集計はできると考えている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑧：(まちづくり部都市計画課)

##### 【諮問の概要】

生産緑地法の改正により「特定生産緑地」制度等が創設され、市内の農地所有者に対して新制度に関する説明会の開催及び意向調査を実施するために、土地課税情報のうち農地所有者に関する住所・氏名を目的外利用するもの

##### 【審議内容】

《課税情報を必要とする理由について》

○都市計画課では現在の所有者が把握できていない。登記簿の調査では全ての所有者を把握できないので、課税情報をもとにして把握したい。

《意向調査について》

○特定生産緑地の指定や買取り申出が可能となる平成34年度の期限までに、できるだけ所有者の意向を調査すべきというのが国の考えなので、可能な限り調査したい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑨：(公営競技事業部事業課)

##### 【諮問の概要】

国が進めるギャンブル等依存症対策に従って、平成30年4月から家族申請に基づき競輪競技の電話・インターネット投票による車券購入の利用停止を実施し、その取扱いを事業者（全4事業者）に外部委託するもの

##### 【審議内容】

《本人同意を得ないことについて》

○課題であると認識している。

《依存症の証明について》

○依存症の証明については医師の診断書又は収入が生活保護基準以下という課税証明書の提出を求めていることになっている。

《利用者登録について》

○加入登録をする際は運転免許証などで本人を確認し、他人名義で登録できないようにしている。未成年者は受け付けない。また、一つの事業者に登録したデータを他の事業者の登録に流用することはないので、それぞれ登録してもらうことになる。

《該当者数について》

○今年の1月から中央競馬会で受付けており、申請があったのは本人同意による2件だけである。競輪業界では相談が1件で、まだ利用停止の申請はない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

## (2) その他

### ・平成29年度の個人情報開示等実績について

配布資料にもとに事務局から説明をし、以下の質疑応答があった。

《文書不存在について》

○生活保護者の家財道具を処分したことに関して、当人から承諾書の開示を求められたが、承諾書は徴取しておらず該当文書不存在とした。

### ・次回開催について

日 時 8月1日(水) 午前9時30分

場 所 立川市役所 104 会議室

内 容 辞令交付、諮問事項審議他